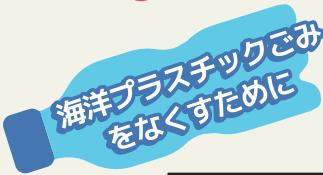


# プラスチックごみの削減に取り組んでいるお店のみなさま、「くまもとプラスチックスマート」店に登録しませんか



プラスチック資源循環促進法がスタート(R4.4)し、使い捨てプラスチックを提供している飲食店やホテル、クリーニング店、小売店などには、プラスチック製品の使用削減や、プラスチック代替製品への切替など、プラスチックごみの削減に取り組むことが求められています。熊本県では、こうした取組みを広げ、海洋プラスチックごみ問題などに対応していくため、プラスチックごみの削減に取り組んでいただいている県内のお店を登録し、広くPRしていく「くまもとプラスチックスマート」活動を行っています。

詳しくは  
裏面へ

プラスチックごみの削減に取り組んでいるお店のみなさまの登録申請をお待ちしています。

登録の  
メリット

県ホームページ等で取組みを広く紹介!  
店頭に掲示する登録ステッカー等を提供!



プラスチックごみの削減に取り組む  
お店として、認知・イメージアップ!!

登録  
申請方法

熊本県ホームページ(右記二次元コードからアクセス)から、電子申請サービスにより、必要事項を入力の上、登録ください。

登録や取組み例など詳しくはこちらから /

くまもとプラスチックスマート



<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/157407.html>

問い合わせ先

熊本県環境生活部環境局循環社会推進課

TEL:096-333-2277 FAX:096-383-7680

メール:junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp

# 「くまもとプラスチックスマート」活動について

以下のようなプラスチックごみの削減に取り組む熊本県内のお店を登録対象としています。

## 対象業種



飲食店



宿泊業



クリーニング業



小売業



持ち帰り・  
配達飲食サービス業

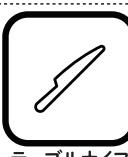
## 削減対象品



フォーク



スプーン



テーブルナイフ



マドラー



飲料用ストロー



ヘアブラシ



食品容器



くし



かみそり



シャワーキャップ



歯ブラシ



衣類用ハンガー



衣類用カバー



レジ袋

※点線内は、プラスチック資源循環促進法で使用の削減などに取り組む対象とされているもの。

## 削減の取組み例



対象品をプラスチック代替製品\*へ切替え。

\*木製、紙製をはじめ、生分解性プラスチックなどを原料とした製品。



対象品(レジ袋除く)を無償から有償での提供に変更。

従来より軽量化するなどした対象品を提供。



消費者に対象品が必要かどうかを確認して提供。



対象品を受け取らない消費者に特典やポイントなどを付与。

対象品を繰り返し使用可能な製品に切替え。または、店舗への返却など繰り返し使用を促す。

## なぜプラスチックごみの削減に取り組む必要があるの?

## 海に流出しているプラスチックごみの約8割が陸から!

海に流出しているプラスチックごみの約8割は陸域から発生していると言われておらず、ポイ捨てや適切に管理されず放置されたプラスチックごみが、水路や河川を通じて海へ流出しています。海に流出するプラスチックごみを減らすには、海だけでなく陸での取組みが重要です。

このまま対策が取られなければ、2050年までに、海洋中のプラスチックごみが、魚の重量を上回ってしまうという予想も示されています。

## 海に流出しているプラスチックごみが増えるとどうなる?



### 船舶航行への影響

漂流するビニール等が船の取水口等をふさいで、エンジンにトラブルがおこる。



### 生態系を含めた海洋環境への影響

海の生き物が、プラスチックごみをエサと間違えて食べたり、捨てる釣糸等が身体に巻き付いて身動きが取れなくなる。



### 漁業への影響

海苔などの水産物にごみなどの混入を防ぐ対策が必要になる。